

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	沖縄管内における港湾空港施設整備等高度化研究委託(その2)
業 務 概 要	本業務は、従来、陸上施工で活用されてきたマシンガイダンス技術、および遠隔操作技術を水中バックホウに適用し、防波堤基礎マウンドの構築に必要な、水中の機械均し作業への実用化に向けた検討を行うものである。
契 約 担 当 官 等 の 氏 名 並びにその所属する部局 の 名 称 及 び 所 在 地	支出負担行為担当官 沖縄総合事務局開発建設部長 中島 靖 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号
契 約 年 月 日	令和2年5月25日
契 約 業 者 名	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所
契 約 業 者 の 住 所	神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号
契 約 金 額	29,792,400(税込み)
予 定 価 格	29,798,128(税込み)
随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	別紙のとおり
業 務 場 所	開発建設部港湾計画課
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
履 行 期 間 (自)	令和2年5月26日
履 行 期 間 (至)	令和3年2月26日
備 考	

随 意 契 約 理 由 書

1. 業 務 名 沖縄管内における港湾空港施設整備等高度化研究委託(その2)

2. 履 行 場 所 沖縄総合事務局 開発建設部港湾計画課

3. 契 約 の 相 手 方

名 称	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所
住 所	神奈川県横須賀市長瀬 3-1-1
電 話	046-844-5040

4. 随意契約適用法令 会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令第 102 条の 4 第 3 号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約の理由

(1) 目的・内容

本業務は、沖縄特有の各種条件を踏まえて、沖縄管内における設計、施工、維持管理を含めた港湾空港施設整備のさらなる高度化に資するよう総合的かつ最新の知見から要因分析し、課題解決に向けた対応策を検討するものである。

本業務は、水中機械化施工における遠隔操作技術の適応に関する技術を有していることが不可欠である。

(2) 理由

本業務を遂行するためには、上記に示す技術力を有していることが必要である。「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所」は、港湾空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾空港の整備等に資すると共に、港湾空港の整備等に関する技術の向上を図ることを目的として設立された国立研究開発法人である。

当該法人は、設計、施工、維持管理を含めた港湾空港施設整備のさらなる高度化に資する検討をするために必要な技術力を有しており、これを用いて本業務を履行できる日本唯一の研究機関である。更に、令和2年4月3日より4月23日まで行った本業務の参加者の有無を確認する公募の公示の結果、履行可能な者がなかった。

以上の理由より、当該法人が本業務を円滑に遂行できる唯一の機関である。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令第 102 条の 4 第 3 号により国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約を行うものである。